

平成26年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する
支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果
(秋田県の状況)

目 次

調査の概要	1
調査結果	
1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等	
1-1 市町村における対応状況等	2
(1) 相談・通報対応件数	2
(2) 相談・通報者	2
(3) 事実確認の状況	2
(4) 県への報告状況	3
1-2 虐待の事実が認められた事例について	
(1) 施設・事業所の種別	3
(2) 虐待の内容	4
(3) 被虐待高齢者の状況	5
(4) 虐待を行った養介護施設従事者等の状況	6
(5) 虐待の事実が認められた事例への対応状況	7
2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等	
(1) 相談・通報対応件数	8
(2) 相談・通報者	8
(3) 事実確認の状況	8
(4) 事実確認調査の結果	9
(5) 虐待の内容	9
(6) 被虐待高齢者の状況	10
(7) 虐待を行った養護者の状況	13
(8) 虐待判断事例への対応状況	14
3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について	17

調 査 の 概 要

【調査目的】

平成26年度(平成26年4月1日～平成27年3月31日)における養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査方法】

県内全25市町村を対象に、平成26年度中に新たに相談・通報があった高齢者虐待に関する事例及び平成25年度に相談・通報があり、平成26年度において事実確認や対応を行った事例について、主として以下の項目で構成される調査を行った。(調査基準日：平成27年3月31日)

○市町村対象の調査

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待
 - ・相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - ・事実確認の状況及び結果
 - ・虐待があった施設等の種別、虐待の種別、被虐待高齢者の状況、行政の対応等
2. 養護者による高齢者虐待
 - ・相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - ・事実確認の状況及び結果
 - ・虐待の種別及び深刻度
 - ・被虐待高齢者の状況
 - ・虐待事例への対応状況
3. 高齢者虐待対応に関する体制整備の状況

【用語解説】

「養介護施設従事者等」とは

- ・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設(地域密着型施設を含む)、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養護者」とは

- ・「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

【留意事項】

構成比(%)は四捨五入しているため、内訳の合計が100%に合わない場合がある。

調 査 結 果

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

1-1. 市町村における対応状況等

(1) 相談・通報対応件数

平成26年度に県内全25市町村で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は6件であった。平成25年度は7件であり、1件減少した。

	平成25年度	平成26年度	増 減
件 数	7	6	△1

(2) 相談・通報者

相談・通報者の内訳は、相談通報者の合計10人に対して、「家族・親族」、「当該施設職員」、「警察」が20%と最も多かった。

※ 1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は相談・通報対応数と一致しない。

	被虐待者本人	家族・親族	当該施設職員	施設管理者・事業所の	医療機関従事者	介護支援専門員	都道府県	警察	その他・不明	合計
人 数	-	2	2	1	-	-	1	2	2	10
構成比(%)	-	20.0	20.0	10.0	-	-	10.0	20.0	20.0	100.0

(注) 構成比は、相談・通報者の合計10人に対する割合

(3) 事実確認の状況

相談・通報のあった6件のうち、「事実確認調査を行った事例」が5件、「事実確認調査を行わなかった事例」は1件であった。「事実確認調査を行った事例」のうち、虐待の「事実が認められた事例」が2件、虐待の「事実が認められなかった事例」が2件、虐待の「判断に至らなかった事例」が1件であった。

一方、事実確認調査を行わなかった事例の1件について、その理由は、後日、「調査を予定している又は検討中の事例」であった。

	件数	構成比(%)
事実確認調査を行った事例	5	83.3
事実が認められた	2	(33.3)
事実が認められなかった	2	(33.3)
判断に至らなかった	1	(16.7)
事実確認調査を行っていない事例	1	16.7
虐待ではなく調査不要と判断した	-	-
調査を予定している又は検討中の事例	1	(16.7)
都道府県へ調査を依頼	-	-
その他	-	-
合 計	6	100.0

(4) 県への報告状況

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）第22条及び同法施行規則第1条の規定により、通報又は届出を受けた市町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該養介護施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされている。

事実確認を行った事例5件のうち、2件の事例について市町村から県へ報告があり、その理由は「虐待の事実が認められた」であった。

	件数
市町村から県への報告	2
虐待の事実が認められた	2
県と共同して事実の確認を行う必要がある	-

1-2. 虐待の事実が認められた事例について

(1) 施設・事業所の種別

虐待の事実が認められた事例2件の施設・事業所の種別は、「特別養護老人ホーム」が1件、「認知症対応型共同生活介護」が1件であった。

	老特 人別 ホ養 ― 護 ム	施介 設護 老人 保健	共認 同知 生症 活対 介応 護型	ホ有 ― 料 ム 老 人	ホ養 ― 護 ム 老 人	短 期 入 所 施 設	訪 門 介 護 等	通 所 介 護 等	支居 援宅 等 介 護	合 計
件数	1	-	1	-	-	-	-	-	-	2
構成比(%)	50.0	-	50.0	-	-	-	-	-	-	100.0

(2) 虐待の内容

ア. 虐待の種別

虐待の種別は、「身体的虐待」が100%と最も多く、次いで「心理的虐待」が50%であった。

※ 1人の被虐待高齢者に対し、複数の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総数2人と一致しない。

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
人数	2	-	1	-	-
構成比(%)	100.0	-	50.0	-	-

(注) 構成比は、被虐待高齢者2人に対する割合

イ. 虐待の深刻度

生命・身体・生活に関する影響を、比較的軽度と考えられるものを1、重大な危険を伴うものを5とした5段階評価を行った場合、「3 生命・身体・生活に著しい影響」が100%であった。

	人数	構成比(%)
5 生命・身体・生活に関する重大な危険	-	-
4 ⇕	-	-
3 生命・身体・生活に著しい影響	2	100.0
2 ⇕	-	-
1 生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等	-	-
合計	2	100.0

ウ. 虐待に該当する身体拘束の有無

虐待に該当する身体拘束事例はなかった。

	人 数	構成比(%)
身体拘束あり	-	-
身体拘束なし	2	100.0

エ. 虐待による死亡事例

被虐待高齢者の死亡事例はなかった。

(3) 被虐待高齢者の状況

ア. 性別及び年齢

性別では「女性」が100%であった。また、年齢階層別では「80～84歳」が50%、「90歳以上」が50%であった。

被虐待高齢者の性別

	男 性	女 性	不 明	合 計
人 数	-	2	-	2
構成比(%)	-	100.0	-	100.0

被虐待高齢者の年齢

	65～69	70～74	75～79	80～84	85～89	90歳以上	不 明	合 計
人 数	-	-	-	1	-	1	-	2
構成比(%)	-	-	-	33.3	-	33.3	-	100.0

イ. 要介護状態区分

要介護状態区分は、「要介護5」が100%であった。

	人 数	構成比(%)
要支援1	-	-
要支援2	-	-
要介護1	-	-
要介護2	-	-
要介護3	-	-
要介護4	-	-
要介護5	2	100.0
不明	-	-
合計	2	100.0
(再掲)要介護3以上	(2)	(100.0)

ウ. 認知症日常生活自立度

「認知症日常生活自立度Ⅱ以上」は50%であった。

また、「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）A以上」は50%であった。

認知症日常生活自立度

	人 数	構成比(%)
自立又は認知症なし	-	-
自立度Ⅰ	-	-
自立度Ⅱ	-	-
自立度Ⅲ	1	50.0
自立度Ⅳ	-	-
自立度Ⅴ	-	-
認知症はあるが自立度不明	-	-
認知症の有無が不明	1	50.0
合 計	2	100.0
(再掲)自立度Ⅱ以上	(1)	(50.0)

要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)

	人 数	構成比(%)
自立	-	-
日常生活自立度（寝たきり度） J	-	-
〃 A	-	-
〃 B	-	-
〃 C	1	50.0
不明	1	50.0
合 計	2	100.0
(再掲)日常生活自立度（寝たきり度） A以上	(1)	(50.0)

(4) 虐待を行った養介護施設従事者等（虐待者）の状況

ア. 虐待者の性別・年齢

性別では「男性」が100%であり、年齢階層別では「30歳未満」が100%であった。

虐待者の性別

	男 性	女 性	不 明	合 計
人 数	2	-	-	2
構成比(%)	100.0	-	-	100.0

虐待者の年齢

	30歳未満	30～39	40～49	50～59	60歳以上	不明	合計
人数	2	-	-	-	-	-	2
構成比(%)	100.0	-	-	-	-	-	100.0

イ. 虐待者の職名又は職種
介護職が100%であった。

	介護職	看護職	管理職	施設長	その他	不明	合計
人数	2	-	-	-	-	-	2
構成比(%)	100.0	-	-	-	-	-	100.0

(5) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

ア. 市町村又は県による指導等

市町村又は県による指導等は、「施設等に対する指導」が1件、「改善計画提出依頼」が1件、「従事者への注意・指導」が1件であった。

市町村又は県による指導等 (複数回答)	施設等に対する指導	1件
	改善計画提出依頼	1件
	従事者への注意・指導	1件

イ. 介護保険法等の規定による権限の行使

市町村又は県が、介護保険法又は老人福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、質問、立入検査」が1件であった。

介護保険法又は老人福祉法の規定 による権限の行使(県又は市町村) (複数回答)	報告徴収、質問、立入検査	1件
	改善勧告	-
	改善勧告に従わない場合の公表	-
	改善命令	-
	指定の効力停止	-
	指定の取消	-

ウ. 当該施設等における改善措置

当該施設等における改善措置としては、市町村又は県への「改善計画の提出」が1件であった。

当該施設等における改善措置 (複数回答)	施設等からの改善計画の提出	1件
	勧告等への対応	-
	その他	-

2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報対応件数

平成26年度に県内全25市町村で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は205件であった。平成25年度は211件であり、6件減少した。

	平成25年度	平成26年度	増減
件数	211	205	△6

(2) 相談・通報者

相談・通報者の内訳は、「介護支援専門員」からの相談・通報が24.3%と最も多く、次いで「警察」が15.9%、「家族・親族」が14.6%であった。

※ 1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に計上されるため、合計人数は相談・通報対応数と一致しない。

	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	近隣・住民	民生委員	介護支援専門員	介護支援専門員	医療従事者	市町村職員	警察	その他不明	合計
人数	28	35	1	5	10	9	58	19	15	38	21	
構成比(%)	11.7	14.6	0.4	2.1	4.2	3.8	24.3	7.9	6.3	15.9	8.8	

(注) 構成比は、相談・通報者の合計239件に対する割合

(3) 事実確認の状況

「事実確認調査を行った事例」が97.2%、「事実確認調査を行っていない事例」が2.8%であった。事実確認調査を行った事例のうち、法第11条に基づく「立入調査により調査を行った事例」はなく、「訪問調査により調査を行った事例」が64%、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が33.2%であった。事実確認調査を行っていない事例の内訳は、「明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が1.9%、「事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例」が0.9%であった。

※ 平成25年度以前に通報等を受理し、事実確認調査が平成26年度となった事例も計上されるため、合計事例数は相談・通報対応数と一致しない。

	件数	構成比(%)
事実確認調査を行った事例	205	97.2
立入調査以外の方法により調査を行った事例	205	(97.2)
訪問調査を行った事例	135	[64.0]
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	70	[33.2]
立入調査により調査を行った事例	-	-
警察が同行した事例	-	-
警察に援助要請したが同行はなかった事例	-	-
援助要請をしなかった事例	-	-
事実確認調査を行っていない事例	6	2.8
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	4	(1.9)
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	2	(0.9)
合 計	211	100.0

(4) 事実確認調査の結果

事実確認調査を行った結果、市町村が「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例」(以下、「虐待判断事例」という。)は111件であった。平成25年度は98件であり、13件増加した。

	件数	構成比(%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	111	54.1
虐待ではないと判断した事例	30	14.6
虐待の判断に至らなかった事例	64	31.2
合 計	205	100.0

(5) 虐待の内容

ア. 虐待の種別

「身体的虐待」が69.8%と最も多く、次いで「心理的虐待」が44%、「経済的虐待」が17.2%、「介護等放棄」が14.7%、「性的虐待」が1.7%であった。

※ 1件の事例に対し、複数の種別が該当する場合、それぞれの該当項目に計上されるため、合計人数は虐待判断事例数と一致しない。

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
人 数	81	17	51	2	20
構成比(%)	69.8	14.7	44.0	1.7	17.2

(注) 構成比は、虐待と判断された事例における被虐待高齢者116人に対する割合

イ. 虐待の深刻度

生命・身体・生活に関する影響を、比較的軽度と考えられるものを1、重大な危険を伴うものを5とした5段階評価を行った場合、「3 生命・身体・生活に著しい影響」が44%と最も多かった。一方、最も重い「5 生命・身体・生活に関する重大な危険」は4.3%であった。

	人 数	構成比(%)
5 生命・身体・生活に関する重大な危険	5	4.3
4 ①	10	8.6
3 生命・身体・生活に著しい影響	51	44.0
2 ①	27	23.3
1 生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等	23	19.8
合 計	116	100.0

(6) 被虐待高齢者の状況

ア. 性別及び年齢

性別では「女性」が76.7%、「男性」が23.3%であり、「女性」が虐待を受ける割合が全体の約8割となっていた。年齢階層別では「85～89歳」が25.0%と最も多かった。

被虐待高齢者の性別

	男 性	女 性	不 明	合 計
人 数	27	89	-	116
構成比(%)	23.3	76.7	-	100.0

被虐待高齢者の年齢

	65～69	70～74	75～79	80～84	85～89	90歳以上	不 明	合 計
人 数	12	21	24	25	29	5	-	116
構成比(%)	10.3	18.1	20.7	21.6	25.0	4.3	-	100.0

イ. 介護保険の申請状況

介護保険の利用申請を行い「認定済み」の者が55.2%と、全体の半数以上が要介護認定者であった。

	人 数	構成比(%)
未申請	42	36.2
申請中	4	3.4
認定済み	64	55.2
認定非該当(自立)	6	5.2
不明	-	-
合計	116	100.0

ウ. 要介護状態区分

要介護認定者64人における要介護状態区分は、「要介護1」が20.3%と最も多く、次いで「要支援2」と「要介護2」が17.2%、「要支援1」が14.1%であった。

	人 数	構成比(%)
要支援1	9	14.1
要支援2	11	17.2
要介護1	13	20.3
要介護2	11	17.2
要介護3	5	7.8
要介護4	7	10.9
要介護5	8	12.5
不明	-	-
合計	64	100.0
(再掲)要介護3以上	(20)	(31.3)

エ. 認知症日常生活自立度

要介護認定者における「認知症日常生活自立度Ⅱ以上」は54.7%（被虐待高齢者116人の30.2%）であった。

また、「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）A以上」は64.1%であった。

	人 数	構成比(%)
自立又は認知症なし	8	12.5
自立度Ⅰ	16	25.0
自立度Ⅱ	20	31.3
自立度Ⅲ	7	10.9
自立度Ⅳ	5	7.8
自立度Ⅴ	2	3.1
認知症はあるが自立度不明	1	1.6
認知症の有無が不明	5	7.8
合 計	64	100.0
(再掲)自立度Ⅱ以上	(35)	(54.7)

要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)

	人 数	構成比(%)
自立	4	6.3
日常生活自立度(寝たきり度) J	13	20.3
〃 A	24	37.5
〃 B	7	10.9
〃 C	10	15.6
不明	6	9.4
合 計	64	100.0
(再掲)日常生活自立度(寝たきり度) A以上	(41)	(64.1)

オ. 介護保険サービスの利用状況

要介護認定者における介護保険サービスの利用状況は、「介護サービスを受けている」が78.1%と最も多かった。一方、「過去も含め受けていない」は15.6%であった。

	人 数	構成比(%)
介護サービスを受けている	50	78.1
過去に受けていたが判断時点では受けていない	4	6.3
過去も含め受けていない	10	15.6
不明	-	-
合 計	64	100.0

カ. 虐待者との同居・別居の状況

「虐待者とのみ同居」が49.1%と最も多く、次いで「虐待者及び他家族と同居」が37.9%と、87%が虐待者との同居であった。

	虐待者との同居	他虐待者及び同居	虐待者との別居	その他	不明	合計
人数	57	44	15	-	-	116
構成比(%)	49.1	37.9	12.9	-	-	100.0

キ. 家族形態

「夫婦のみ世帯」と「未婚の子と同居」が23.3%と最も多く、次いで「配偶者と離別・死別等した子と同居」が19%、「子夫婦と同居」が14.7%であった。

	単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	別配し偶た者と離同居死	子夫婦と同居	その他の親同居と同居	非親族と同居	その他	不明	合計
人数	8	27	27	22	17	10	-	4	1	116
構成比(%)	6.9	23.3	23.3	19.0	14.7	8.6	-	3.4	0.9	100.0

(7) 虐待を行った養護者（虐待者）の状況

ア. 被虐待者から見た虐待者の続柄

「息子」からの虐待が46.3%と最も多く、「娘」も11.6%と、子からの虐待が57.9%であった。

※ 1件の事例に対し、複数の続柄から虐待を受けた場合、それぞれの該当項目に計上されるため、合計人数は虐待判断事例数と一致しない。

	夫	妻	息子	娘	配息偶子の	配娘偶子の	兄弟姉妹	孫	その他	合計
人数	30	4	56	14	6	2	3	3	3	121
構成比(%)	24.8	3.3	46.3	11.6	5.0	1.7	2.5	2.5	2.5	100.0

イ. 虐待者の年齢

「70歳以上」が30.6%と最も多く、次いで「50～59歳」が26.4%、「60～69歳」が21.5%と、50歳以上の高齢者が78.5%であった。

	40歳未満	40～49	50～59	60～69	70歳以上	不明	合計
人数	4	21	32	26	37	1	121
構成比(%)	3.4	17.4	26.4	21.5	30.6	0.8	100.0

(8) 虐待判断事例への対応状況

ア. 分離の有無

「被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例」が30.6%と、全体の約3割の事例で虐待者との分離が行われていた。一方、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」も27.5%であった。

※ 平成25年度における虐待判断事例のうち、対応が平成26年度となった事例又は新たに分離を行った事例を含むため、合計人数は虐待判断事例数と一致しない。

	人数	構成比(%)
被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例	49	30.6
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	44	27.5
調査基準日において対応を検討・調整中の事例	-	-
虐待判断時点で既に分離状態の事例	21	13.1
その他	46	28.8
合計	160	100.0

イ. 分離を行った事例の対応

被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例49件における対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が38.8%、「老人福祉法に基づくやむをえない事由等による措置」が6.1%、「緊急一時保護」が22.4%、「医療機関への一時入院」が12.2%であった。

なお、面会の制限を合わせて行った事例は30.6%であった。

	人 数	構成比 (%)
契約による介護保険サービスの利用	19	38.8
面会の制限を行った事例(再掲)	(4)	(8.2)
老人福祉法に基づくやむをえない事由等による措置	3	6.1
面会の制限を行った事例(再掲)	(3)	(6.1)
緊急一時保護	11	22.4
面会の制限を行った事例(再掲)	(7)	(14.3)
医療機関への一時入院	6	12.2
面会の制限を行った事例(再掲)	(-)	(-)
その他	10	20.4
面会の制限を行った事例(再掲)	(1)	(2.0)
合 計	49	100.0
面会の制限を行った事例(再掲)	(15)	(30.6)

ウ. 分離していない事例の対応

被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例44件における対応では、「養護者に対する助言・指導」が54.5%と最も多く、次いで「経過観察（見守り）」が34.1%、「利用している介護保険サービスのケアプランを見直し」が13.6%であった。

※ 1件の事例に対し、複数の対応をした場合、それぞれの該当項目に計上されるため、合計人数は分離していない事例数と一致しない。

	人 数	構成比 (%)	
経過観察(見守り)	15	34.1	
経過観察 以外の対応	養護者に対する助言・指導	24	54.5
	養護者が介護負担を軽減するための事業に参加	1	2.3
	被虐待高齢者が新たに介護保険サービスを利用	1	2.3
	利用している介護保険サービスのケアプランを見直し	6	13.6
	被虐待高齢者が介護保険サービス以外のサービスを利用	1	2.3
	その他	8	18.2
合 計	56		

(注) 構成比は、被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例44人に対する割合

エ. 権利擁護に関する対応状況

「成年後見制度利用開始済」が5件あり、「日常生活自立支援事業利用開始」も3件であった。

成年後見制度の利用状況

		人 数
成年後見制度利用開始済		5
成年後見制度利用手続き中		1
(内数)	市町村長申立有り	2
	市町村長申立無し	4

日常生活自立支援事業利用状況

	人 数
日常生活自立支援事業利用開始	3

オ. 調査対象年度末における対応の状況

平成27年3月31日時点における対応状況は、「対応を継続」が15.6%、「一定の対応終了、経過観察の継続」が27.5%、「対応を終結」が56.9%であった。

※ 平成25年度における虐待判断事例のうち、対応が平成26年度に行われた事例又は新たに分離を行った事例を含むため、合計人数は虐待判断事例数と一致しない。

	人 数	構成比 (%)
対応を継続	25	15.6
一定の対応終了、経過観察の継続	44	27.5
対応を終結	91	56.9
合 計	160	100.0

3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

項目ごとの実施率では、「「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組」が84%、「対応の窓口となる部局の住民への周知」、「権利利益の擁護を図る取組や相談等」が76%となった一方で、「警察署担当者との協議」が40%、「「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組」が52%と、実施率が半数程度に止まっている結果となった。

	実施済み 市町村数	割合 (%)
高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知 (調査対象年度中)	19	76.0
地域包括支援センター等高齢者虐待防止関係者に対する研修	18	72.0
高齢者虐待に関する講演会や市町村広報誌等による住民への啓発	17	68.0
居宅介護サービス事業者に法について周知	18	72.0
介護保険施設に法について周知	17	68.0
独自の高齢者対応マニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	17	68.0
住民、民生委員、社会福祉協議会等からなる 「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	21	84.0
介護保険サービス事業者等からなる 「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	13	52.0
行政機関、法律関係者、医療機関等からなる 「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	13	52.0
成年後見制度の市町村長申立を円滑に行うための体制強化	16	64.0
警察署長への援助要請等に関する警察担当者との協議	10	40.0
老人福祉法に規定する措置を採るために必要な居室確保に係る 関係機関との調整	16	64.0
虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言	17	68.0
日常生活に支障があっても必要な福祉・保健医療サービスを利用 していない高齢者の権利利益の擁護を図る取組や相談等	19	76.0

(注) 割合は、県内25市町村に対する割合